

# スウェーデンにおける知的障害者福祉と生命倫理

是永 かな子

高知大学大学院総合自然科学研究科教職実践高度化専攻・高知ギルバーグ発達神経精神医学センター

## Welfare and Bioethics for People with Intellectual Disabilities in Sweden

KORENAGA Kanako

Kochi University Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Professional Schools for Teacher Education, Kochi Gillberg  
Neuropsychiatry Centre

### 要 約

本稿ではスウェーデンにおける知的障害者福祉と生命倫理について考察するために、以下の柱で、文献検討を行った。それらは、第一に、スウェーデンにおいて知的障害者はいかに社会構成員とみなされるに至ったか、第二に、ノーマライゼーションとは、第三に、障害は社会との関係性、第四に、知的障害者を対象とした住宅・福祉政策の変遷、第五に、「統合」から「包摶」への転換、第六に、障害者と家族それが個人としての人生を送る制度とは、第七に、スウェーデンの障害者福祉の歴史と現状をふまえた2016年相模原障害者殺傷事件の考察、である。スウェーデンでは当初障害者は「国民」から排除されていたが、1950年代以降の当事者運動とノーマライゼーションの浸透が嚆矢となった。障害は社会との関係性であるため、社会の物理的条件と社会構成員の精神的条件によってその程度は変わる。現在知的障害者の暮らす場所は大規模収容施設か個別ホームに転換し、知的障害があっても通常住宅でパーソナルアシスタント等の支援を受けつつ自立生活を送る。一元的価値観としての「統合」から多元的価値観としての「包摶」への転換は異質な他者との共生を求める。障害者支援は「脱家族化」が進み、障害のある人の生活を柔軟に保障するシステムが整備されていた。これらの経過をふまえると大規模の知的障害者入所施設で多数の重度障害者が密集して生活している状態自体が「特異」であることを認識すべきであろう。また弱者の「排除」は極端な「序列化」の思考であり、全ての人を不安にする。誰もが尊厳を認められる共生社会の在り方を今後も考え続けなくてはならない。

キーワード：スウェーデン、知的障害者、福祉、排除、包摶

### 1. はじめに

本稿ではスウェーデンにおける知的障害者福祉と生命倫理について考察するために、以下の柱で、文献検討を行った。それらは、第一に、スウェーデンにおいて知的障害者はいかに社会構成員とみなされるに至ったか、第二に、ノーマライゼーションとは、第三に、障害は社会との関係性、第四に、知的障害者を対象とした住宅・福祉政策の変遷、第五に、「統合」から「包摶」への転換、第六に、障害者と家族それが個人としての人生を送る制度とは、第七に、スウェーデンの障害者福祉の歴史と現状をふまえた2016年相模原障害者殺傷事件の考察、である。

### 2. 方法

本研究で用いた方法は、関連先行研究検討による文献研究である。

### 3. 結果

#### 3.1 スウェーデンにおいて知的障害者はいかに社会構成員とみなされるに至ったか

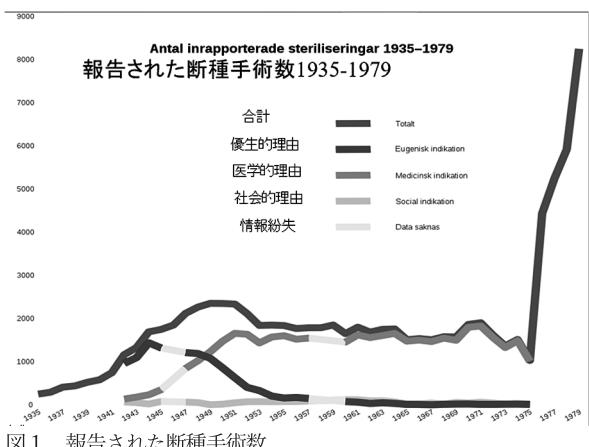
スウェーデンでは1928年の「国民/人民の家(Folkhemmet, People's home)」構想(「国(社民党による政権)を父親とする家族設定の下に、国が人々のニーズを統制し、階級闘争ではなく協調によって、安心して暮らせる社会を建設する」という理念)が一つのメルクマールとなり、社会民主労働党(Socialdemokraterna, 1889年労働者・農民などの国民大衆層を支持基盤として結党)が「民主主義」、「平等」、「連帯」のスローガンの元、国民国家として

の福祉国家を形成した。



資料1, 2 「国民/人民の家」を提倡したハンセン首相とイメージ映像、動画,Folkhemmet-Trailer,https://www.youtube.com/watch?v=zRT0fAba4ZI(2021年11月22日参照、訳：かつては階級社会であったスウェーデンが国民の家スウェーデンに取って代わられたのは事実である)

しかし当初障害者は「国民」から排除されていた。例えばそれらは断種法(1934-75)(Lag om sterilisering av vissa sinnessjuka, sinnesslöa eller andra som lida av rubbad själsverksamhet)にも見られる。



出典：Antalet steriliseringar som rapporterats till den centrala myndigheten, Medicinalstyrelsen eller Socialstyrelsen

断種法は特定の精神病患者、精神薄弱者、その他の精神的無能力者の不妊化に関する法律、であり精神病患者、精神薄弱者、そのほかの精神的無能力者(同性愛者含む)、タツタレ(シンティ・ロマなど)などへの強制不妊手術を行う法律である。図1に示される「優生的理由」がそれに該当する。

北欧では1950年代以降、ノーマライゼーションが提唱される。デンマークでは、1959年の法律(Lov nr. 192 af 5. juni 1959 om forsorgen for åndssvage og andre særlig svagtbegavede)策定の過程で、法案作成に関わったニ尔斯・エーリック・バンク=ミケルセン(Neils Erik Bank-

Mikkelsen)によって生み出され<sup>1</sup>、1969年にスウェーデンのベンクト・ニイリエ(Bengt Nirje)によって以下の8つの構成要素が文化された<sup>2</sup>。

それは、①一日のノーマルなリズム、②一週間のノーマルなリズム、③一年間のノーマルなリズム、④ライフサイクルにおけるノーマルな発達的経験、⑤ノーマルな個人の尊厳と自己決定、⑥その文化におけるノーマルな性的関係、⑦その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利、⑧ノーマルな環境形態と水準、である。

その後、スウェーデンにおいて当事者団体が全国的に組織化された。知的障害者に関しては、全国知的障害児者協会(Föreningen för utvecklingsstörda Barn, Ungdomar och Vuxna,以下、FUB)は、1952年にソーシャルワーカー(Socionomen)のヒエルストローム(G.A. Hjelmström)のイニシアティブによってストックホルム市で設立された。

全国組織となった1956年以降のFUBは保護者、施設職員、教員らによって組織され、強力な運動を展開した。そして施設中心だった政府の方針を転換させ、1967年にノーマライゼーションの理念による知的障害者特別福祉法(1967 års omsorgslag lagen (1967:940) angående omsorger om vissa psykiskt utvecklingsstörda)の制定に至った。この法律の基本的な原理は、社会の特別な援護を必要としている全ての「知的障害者」ができるだけノーマルな社会生活に参加されることである。

このような知的障害者の当事者運動の背景には、当事者への情報提供や意思表出支援などのシンボルは1970年代から活用されている)、当事者の権利意識の醸成等、自己決定のための生活条件整備があった。当事者への情報提供としては、読みやすいスウェーデン語本(Lätläst,LL-bok)の提供は1968年から行われている。

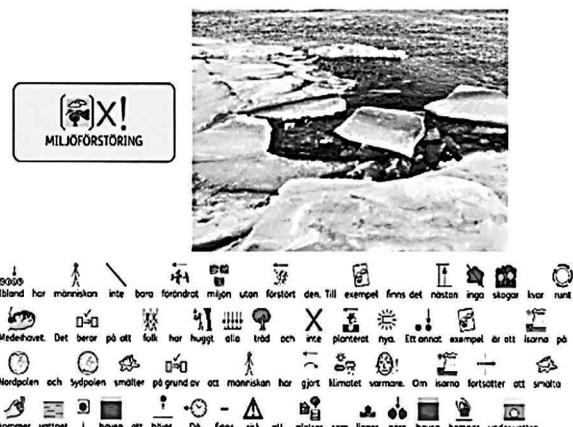


図2 知的障害特別学校の「環境汚染」授業 Widgit(ウィジット)教材

出典：知的障害特別学校訪問時提供資料



写真1 グループホームスケジュール付き見える時計

## 写真2 台所と掃除手順表

意思表出支援としてのシンボルは例えば、Pictogram（ピクトグラム）やPCS Blissymbol（ブリスシンボル）、Widgit（ウィジット）などがあげられ、教育現場や福祉現場で現在も活用されている。上の図2は訪問した知的障害特別学校において環境汚染について学ぶ際に使用されていた、Widgit（ウィジット）表記の教材である。写真1は成人知的障害者を対象としたグループホームで活用されていたホワイトボード部分にスケジュールを書き、現在の時間がライトで見えるようになっている時計である。写真2の台所わきには掃除の手順がシンボルで掲示されていた。

### 3.2 ノーマライゼーションとは

ノーマライゼーションとは「障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指す」という理念である。「障害者はその国の人たちがしている普通の生活と全く同様な生活をする権利をもつ」のであり、「障害がある人たちに障害のない人々と同じ生活条件をつくりだす」ことをめざす。

しかしこれらの表現は、1980年代には、「ノーマライゼーション」が「環境をノーマライズ」することではなく、「環境にあった人々」がノーマルであるというような誤解が発生する危険性が生じた。そのためスウェーデンにおいて「ノーマライゼーション」は1990年代には「参画、平等と自己決定」に表現が変更されていった<sup>3</sup>。

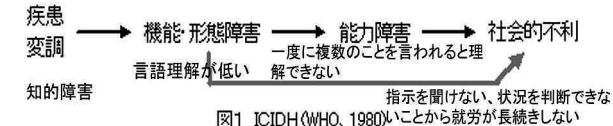
### 3.3 障害は社会との関係性

1980 年に制定された社会サービス法(Socialtjänstlag, SFS2001:453,Sol)には「障害とは各個人に属する損傷や病気等の属性ではなく、その損傷や病気とその個人の環境との関係にある」と明記されている。

そのため心身機能に障害があってもその障害をサポートする社会的環境が整えば、障害は克服できると考えられている。また同時に、環境次第で誰もが障害者になりうるという考え方である。

この法律によってホームヘルプサービスなどが保障さ

れていることもスウェーデンの知的障害者福祉の特徴である。図3に示されるように障害の考え方はICFとしての社会モデルに移行している。



**障害の考え方はICIDH(医学モデル)からICF(社会モデル、環境・主観の付与)へ**

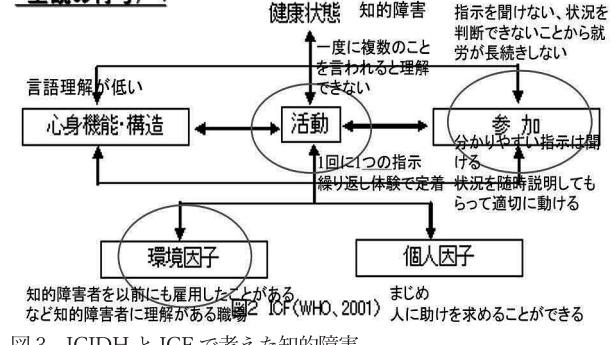


図3 ICIDHとICFで考えた知的障害

出典：著者作成

### 3.4 知的障害者を対象とした住宅・福祉政策の変遷

当事者運動やノーマライゼーションの浸透により、図4に示すように知的障害者の暮らす場所は施設から寄宿住居、そしてグループホームに移行した。

脱施設化としての地域への「統合(インテグレーション, Integration)」が促進され 1985 年の「知的障害者等特別援護法 (Lag om särskilda omsorger om psykiskt utvecklingsstörda m fl.:SFS 1985:568.)」成立以降、知的障害者の住居はグループホームが主流になり、LSS 法(Lag om stöd och service till vissa funktionshindrade)にもつながっていくのである。LSS 法は知的障害者に「自己決定権」を認めた画期的な法律である。

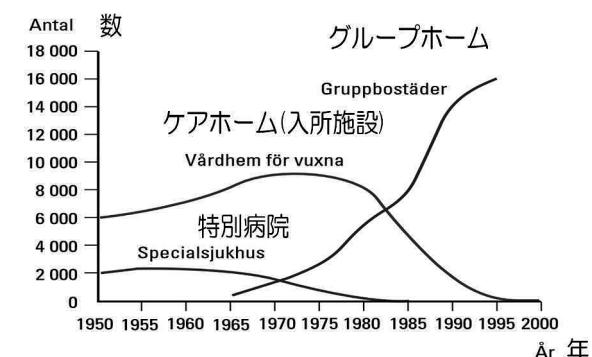


図4 知的障害者の住居の推移

出典 : Ksrl Grunewald(2001)Avvecklingen av anstaltsvården för utvecklingsstörda nu fullbordad, Läkartidningen, Nr 44, Volym 98, p. 4871., <https://lakartidningen.se/wp-content/uploads/01dPdfFiles/2001/23683.pdf>

### 3.5 「統合」から「包摶」への転換

1990 年代以降に「統合」は「包摶(インクルージョン, Inkludering)」に変化した。この背景には「通常」に統合させるという一元的価値観から、多様性を前提とした、多元的価値観への転換があるといえよう。よって障害者を健常者に近づけるのではなく、障害者の多様性を前提に異質な他者との共生を求める段階に至っていると考察される。

ちなみにスウェーデンでは障害者支援の「脱家族化」を志向する。「脱家族化」とは、政府や市場原理を活用して、家庭での育児や介護をどの程度軽減できるかという指標・考え方である。そのため、家族が障害者ケアの担い手ではなく、障害者と家族それが個人としての人生を送る制度を整えようとしているのである<sup>4</sup>。

### 3.6 障害者と家族それが個人としての人生を送る制度とは

障害者と家族それが個人としての人生を送る制度として、例えば受給資格認定では個人を対象としていることがあげられる。個人及び家族の資産調査を必要としないのである。

1987 年に実験的にパーソナルアシスタンス制度をはじめ、1994 年に LSS 法と称される、一定の機能的な障害のある人々の援助とサービスに関する法律が制定された。この法律では、特別病院・入所施設の解体計画を 1994 年末までに制定するよう各県(レーン)に命じたのである。同時に、アシスタント補償法としての LASS 法(Lag om assitansersattning)が施行された。

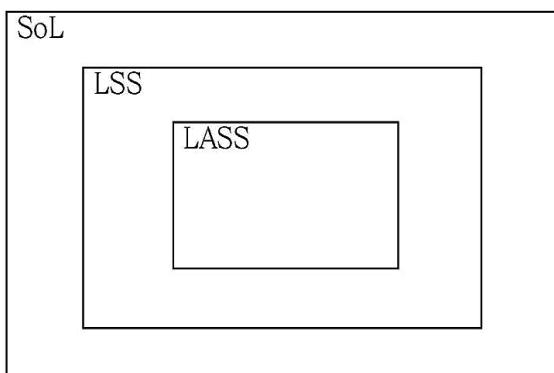


図5 社会サービス法(SoL)とLSS法とLASS法の関係

出典:DINF 障害者の福祉サービスの利用の仕組みに係る国際比較に関する調査研究事業報告書(河東田博,ボーレグレーンー松井芳子)

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/jiritsu/hikaku-h20/swedish.html>(2021年11月22日参照)

1994 年の LSS 法で保障される内容は 10 項目ある。それらは、相談・個別援助、パーソナルアシスタンス、ガイ

ドヘルプサービス、コンタクトパーソン、レスパイトサービス、ショートステイ、延長学童保育、児童青少年用特別住宅、グループホームを含む成人用特別住宅、日中活動である。LSS 法は上記 10 項目を一定の機能的な障害のある人に対して必要なサービスの提供を法律で義務付けている権利法である。

ちなみに LSS 法では、障害者を指す表現の「ハンディキャップ」が「機能に障害がある者」へと変更されている。

LSS 法の対象となるのは以下の 3 区分に該当する人である。区分 1 は、発達遅滞者、自閉症または自閉症的症状を示す人々、区分 2 は成人に達してからの外傷または身体的疾患に起因する脳障害により、重篤かつ恒久的な知的機能障害のある人々、区分 3 は、明らかに通常の高齢化にはならない、他の恒久的な身体的または精神的機能障害のある人々、である。

つまり、障害の程度が重く、日常の生活を送る上で著しい困難さが見られるため、広範な援助とサービスを必要とする人々が LSS 法の対象になるのである。

LSS 法で保障されるサービスのうち、障害者の自立生活を支える、パーソナルアシスタンス制度とコンタクトパーソン制度、グループホームについて以下に示す。

パーソナルアシスタンツ制度は、一定の基準を満たせば適応される「権利」原則にもとづいた制度である。週 20 時間までは県の予算で、週 20 時間以上の介助ニーズがある場合には国の予算で、LASS 法に基づいて、法的基準額に従って援助が支給される。パーソナルアシスタンツの雇用主は知的障害者本人であるが、希望すれば、後見人や当事者の協同組合が運営するヘルパー派遣会社、民間会社、市当局などに人事管理などの責任を委託することができる。

「直接給付型」で余暇活動や文化活動にも適用される<sup>5</sup>。

コンタクトパーソン制度は、LSS 法に「個人的関心を発達させ、自分の友達をもち、他の人と同様の個人的ライフスタイルを持つことができるよう支援するために欠かせない人的援助手段である」と明記されている。コンタクトパーソンは「友達のような存在」だが、このような人がいてくれれば、重度の知的障害者でも地域生活を豊かにしていくことができる。銀行への付き添い等のみならず、一緒にコンサートに行くなど余暇活動に使うこともできる。人と人とのつながりの輪が広がっていくことが期待される<sup>6</sup>。

次に、グループホームについて、児童・青少年のためのグループホームは、成人(20 歳)まで利用でき、その後は成人用グループホームに移行する。成人用グループホームには、65 歳になるまで入居することができる。65 歳以降は、

高齢者用サービスハウスに隣接した高齢者用グループホームに同居者とともに移るのが一般的である。

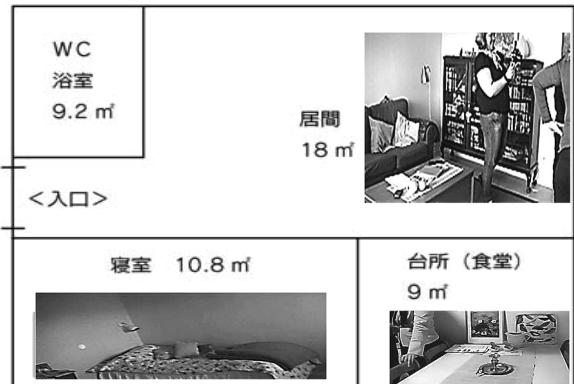


図6 「家」的機能を持ったグループホームの一室と訪問した実際のグループホームの様子

出典：障害者の福祉サービスの利用の仕組みに係る国際比較に関する調査研究事業報告書、第5節 スウェーデン、<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/jiritsu/hikaku-h20/swedish.html>

成人用グループホームには様々なタイプのものがあり、図6のように1人用住宅や2人用住宅を組み合わせてグループホームとしているも4から5人用住宅を組み合わせてグループホームとしているものなどがある。4から5人用住宅に5から6人の職員が配置されていたり、重度障害加算としては10人前後の職員が配置されてたりするところもある<sup>7</sup>。

ちなみに、2014年に訪問した知的障害者グループホームは利用者5人に対して職員数15人、2015年に訪問した知的障害者グループホームは利用者9人に対して職員数11人であった。

1997年には特別病院・入所施設解体法(Lag om avveckling av specialsjukhus och vårdhem:SF 1997:724)が施行された。その結果、1999年12月末日までに全国の特別病院・入所施設を解体することとなった。

自助具・福祉機器、住宅改良、障害児者教育、リハビリ、余暇活動など、障害者が自立して地域で生活する上で必要なものが本人や家族にとって経済的負担とならないように公的に保障される。

### 3.7 スウェーデンの障害者福祉の歴史と現状をふまえた2016年相模原障害者殺傷事件の考察

さて、相模原障害者殺傷事件のような事案はスウェーデンでは起きない。スウェーデンには入所施設で暮らさなくてもよい社会づくりがあるためである。入所施設は解体できるのである<sup>8</sup>。

津久井やまゆり園は事件当夜157人の入所者が在園していた。スウェーデンにそのような規模の知的障害者入所「施設」はなく、通常の「住宅」で個々人が生活しているのである。

1つの建物内にこれほど多数の重度障害者が密集して生活している状態自体が「特異」であることを認識すべきであろう。

福島<sup>9</sup>は犯行を構成する三つの要因を以下のように指摘する。犯罪行為が成立するためには、次の三つの要因が関連する。

第一は、「容疑者に犯行の動機があること」、第二は「犯行を実行するための手段や能力を容疑者がもっていること」、そして第三は「現実に犯行におよぶための機会が容疑者に与えられていたこと」の三つである。

これら三つの要因を、今回の事件に当てはめるとどうなるか。

第一の要因である「動機」について、「重度の障害者は生きていても仕方がない。安楽死させたほうがいい」と容疑者は公言する。

第二の要因である「手段」について、容疑者はハンマーや複数の刃物のほか、職員を縛るための結束バンドを用意するなど周到な準備を行い、犯行現場となった施設は自分がかつて働いていた職場で建物の配置や内部の構造なども熟知していた。

第三の要因である「機会」について、容疑者は四六人の障害者らを殺傷するのに、約五〇分しかかけていなかった。そのもっとも大きな理由は、犯行現場が大規模な「入所施設」だったということにある。当夜も、およそ一五〇人の入所者がいた。近接した場所にこれほど多数の重度障害者が密集して生活しているという状況自体が、今回のような犯行の「機会」を容疑者に提供した。その意味で、重度障害者が大規模施設で生活するのではなく、地域の小規模なグループホームや居宅で安心して暮らせるようになると、そうした社会をつくることが、今回のような犯行を防ぐ上で大切な取り組みになる。

また、自閉症の子どもをもつRKB毎日放送の神戸記者が出演する「報道ドキュメンタリー イントレランスの時代」<sup>10</sup>では植松氏に対して拘置所で面会なども行っている。表1に番組内容の一部を紹介する。

表1 「報道ドキュメンタリー イントレランスの時代」番組内容の一部

植松氏は「障害者は不幸を作ることしかできない」  
「(障害者の父親である神戸記者への手紙で子どもを)

いつまで生かしておくつもりなのでしょうか」「心失者(意思疎通ができない人、名前と年齢と住所を言えない人、認知症の高齢者も入る)の面倒を見ている場合ではない」「(心失者かどうかを見分けるために)起こして、おはようございますと答えられた人は殺してない」という。

植松氏は(事件を起こしたのは)「気が付いた」から「落とし物を拾ったら届ける、それと同じような感覚」と言う(面談した神戸記者の印象は浅はか、薄っぺらい知識で、重大なことを判断している)。

植松氏は自分は「役に立たない人間」「たいして存在価値がない人間」だと思っていたが、事件を起こすることで「役に立つ人間」の側になった。

現代は寛容さが失われてきている。「関東大震災時の朝鮮人虐殺」「日本第一党」「在日特權を許さない市民の会」「ヘイトスピーチ」「沖縄ヘイト」「Covid-19 下の医療従事者に対する差別や偏見」は人を一括りにして尊厳を否定する、一方的な憎悪である。

憎悪(正義を名乗って殺人を起こすこともある)と不寛容は人間愛と慈愛を妨げる。

出典：インテラנסの時代 | RKB オンライン (2020年,57分)  
憎悪と不寛容 <https://rkb.jp/tv/intolerance/>(2021年11月22日参照)。

以上を勘案すると、相模原障害者殺傷事件は殺害という形態での障害者の「排除」である。そして、植松氏の「意思疎通できない障害者は生きる価値がない」との発言は生命倫理の問題そのものであろう。

事件の背景には、障害に対する偏見や差別のみならず、障害等の制約がある人を殺すことで、自分が強く優れていると思いたい「序列化」の思考が極端に表れているとの指摘がある<sup>11</sup>。

#### 4. 考察

本稿では「北欧のケアと生命倫理」について考察するために、スウェーデンの知的障害者福祉の展開を参考にした。知的障害者の排除を遞減し、包摶を递増するにはいかなる思考が必要であろうか。

まず知的障害者はいかに社会の構成員とみなされるに至ったか、について検討した。スウェーデンでは1928年の「国民の家」構想が一つのメルクマールとなり、社会民主労働党が「民主主義」、「平等」、「連帯」のスローガンの元、国民国家としての福祉国家を形成した。当初障害者は「国民」から排除されていた。

しかし1950年代以降のノーマライゼーションの提唱に伴って、当事者団体が全国的に組織化され、当事者運動とともに社会的・教育的「統合」が推進された。運動の背景には当事者への情報提供や意思表出支援、当事者の権利意識の醸成等、自己決定のための生活条件整備があった。このように当事者運動とノーマライゼーションの浸透が端緒を開いていた。

ノーマライゼーションは障害のある人の個別性や多様性を前提とした個人の権利や生活条件を保障する概念であったが、環境をノーマライズするのではなく、障害のある人をノーマライズする概念と誤解される傾向があったため、1980年代以降スウェーデンで使用される機会は減り、「参画、平等と自己決定」に変わっていった。

そして、障害は社会との関係性であるため、社会の物理的条件と社会構成員の精神的条件によってその程度は変わる。

次に知的障害者を対象とした住宅・福祉政策の変遷をみた。ノーマライゼーションの浸透により知的障害者の暮らす場所は病院や入所施設のような大規模収容施設から、グループホームや個別住居のような個別ホームへと転換している。施設から寄宿住居、そしてグループホームに移行したのであり、脱施設化としての地域への「統合(インテグレーション)」が促進されたのである。1990年代以降に「統合」は「包摶(インクルージョン)」に変化した。今日、多くの知的障害者は通常住宅に居住し、パーソナルアシスタント等の支援を受けつつ自立生活を送る。

「統合」から「包摶」への転換は競争を含めた一元的価値観から多様性を前提とした多元的価値観へのパラダイムシフトを意味し、障害者を健常者に近づけるのではなく、障害者の多様性を前提に異質な他者との共生を求める。ちなみにスウェーデンでは障害者支援の「脱家族化」を志向しており、家族が障害者ケアの担い手ではない。障害者と家族それぞれが個人としての人生を送る制度としてのパーソナルアシスタント、コンタクトパーソン、グループホームなど、障害のある人の生活を柔軟に保障するシステムが整備されていた。

このようなスウェーデンの障害者福祉の歴史と現状からすると、日本で2016年に起きた相模原障害者殺傷事件のような事案はスウェーデンでは起きないことが容易に推測できる。津久井やまゆり園は事件当夜157人の入所者が在園していた。スウェーデンにそのような規模の知的障害者入所施設はなく、通常住宅で個々人が生活している。1つの建物内にこれほど多数の重度障害者が密集して生活している状態自体が「特異」であることを認識すべきであ

ろう。

また相模原障害者殺傷事件は殺害という形態での障害者の「排除」であり、植松氏の「意思疎通できない障害者は生きる価値がない」との発言は、生命倫理の問題そのものである。事件の背景には、障害に対する偏見や差別のみならず、障害等の制約がある人を殺すことで、自分が強く優れていると思いたい、「序列化」の思考が極端に表れ正在との指摘もあった。

一元的価値観で競争させられる序列化は一部の勝者と多数の敗者を生み出し、全ての人を不安にする。

## 註・引用文献

- <sup>1</sup> 花村春樹（1998）『「ノーマリゼーションの父」N·E・バンクー・ミケルセン—その生涯と思想』ミネルヴァ書房。
- <sup>2</sup> Nirje, B. (1969) “The Normalization Principle and its Human Management Implications”, In: R. B. Kugel and W. Wolfensberger (eds), *Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded*, Washington D. C.: President’s Committee on Mental Retardation., ベンクト・ニイリエ著, 河東田博, 橋本由紀子, 杉田穂子訳編 (1998)『ノーマライゼーションの原理普遍化と社会変革を求めて』現代書館., Nirje, B., Mårten, S (2003) *Normaliseringsprincipen*, Stud ent litteratur., モーテン・スードル (2008) 「第9章 ノーマライゼーション、障害者政策と研究」ベンクト・ニイリエ著, ハンソン友子訳『再考・ノーマライゼーションの原理 その広がりと現代的意義』現代書館, 224-225.
- <sup>3</sup> SOU (1980) 34 Handikappad, integrerad, normaliseras, utvärderad: delbetänkande från

善か悪かの単純な思考停止は極端な言動や攻撃を助長する。

多様な価値観や文化を前提とした、誰もが尊厳を認められる共生社会の在り方を今後も考え続けなくてはならない。

スウェーデンのあり方について学ぶことで日本における知的障害者福祉改善の方向性が示唆されよう。

## 謝辞

本研究は科研費(18K02793)の助成を受けたものである。

Integrationsutredningen.

- <sup>4</sup> アドルフ・D. ラツカ(1997)『スウェーデンにおける自立生活とパーソナル・アシスタンス—当事者管理の論理』現代書館, ブリッタ ヨハニソン(1997)『私にもできる—障害があつても自立した生活 スウェーデンから』萌文社。
- <sup>5</sup> 河東田博(2018)『入所施設だからこそ起きてしまった相模原障害者殺傷事件: 隣人を「排除せず」「差別せず」「共に生きる」ための当事者視点の改革』現代書館.
- <sup>6</sup> 同上, 河東田博(2018).
- <sup>7</sup> 前掲5, 河東田博(2018).
- <sup>8</sup> 前掲5, 河東田博(2018).
- <sup>9</sup> 福島智(2016)相模原障害者施設殺傷事件に潜む「選別」と「排除」の論理, 藤井克徳, 池上洋通, 井上英夫, 石川満編『生きたかつた 相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』大月書店, 26-43.
- <sup>10</sup> イントレランスの時代 | RKB オンライン (2020年、57分) 憎悪と不寛容 <https://rkb.jp/tv/intolerance/> (2021年11月22日参照)
- <sup>11</sup> 前掲9, 福島智(2016)26-43.